

## 議第25号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表1 京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会の項及び京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会の項を削り，同表1 京都市自転車政策審議会の項を次のように改める。

京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項，自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	20人以内	2年
京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会	京都駅東南部エリアの活性化に係る方針の策定に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	7人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
まち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会	まち・ひと・こころが織り成す京都遺産の認定に関する事項について，市長の諮問に応じ，審議すること。	12人以内	2年

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会及び京都市美術館再整備工事設計業務受託者選定委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都駅東南部エリア活性化方針策定委員会及びまち・ひと・こころが織り成す京都遺産審査会を設置する必要があるので提案する。